

広島県告示第七百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和六年八月十五日までの間、縦覧に供する。

令和六年八月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道上筒賀津浪線	山県郡安芸太田町大字中筒賀字東田之尻二二五七番一地先から 山県郡安芸太田町大字中筒賀字東田之尻二二五二番三地先まで 山県郡安芸太田町大字中筒賀字田之尻二五五番一 地先から 山県郡安芸太田町大字中筒賀字田之尻二五六番一 地先まで	令和六年八月一日